

中小企業診断士の視点

第46回 4つの責任（安全衛生）



中小企業診断士 大谷 洋
一社) 埼玉県中小企業診断協会

「127,329」と「909」、この数字をご覧になられてピンとききますか？ 実はこの数字は、国から発表されている直近1年間の労働災害による休業4日以上之死傷者数と死亡者数です(確定値ベース)。これだけ多くの方々が仕事をしていく中で被災しているのです。非常に深刻な話です。

私は日頃多くの管理監督者に安全衛生教育を実施しています。安全衛生上のキーパーソンは管理監督者であることは間違いなく、労働災害の撲滅はその力量にかかっています。しかし、安全衛生の仕事はどうしても漠然としていて、死傷者数や死亡者数について説明してもあまりピンとこないようです。どこか他人事のようにもみえます。

そうしたこともあり、講習の冒頭では必ず、労働災害が起きた場合、部下をもつ管理監督者には非常に重たい「4つの責任」が押し掛かってくるかもしれないことに触れています。

- (1) 刑事責任 —— 部下の仕事の管理監督をしている方々は事業者側の具体的な実行行為者として、つまり会社側の人間として、労働安全衛生法違反、事案が重い場合には刑法の罪に問われることがあります。懲役刑が処せられることは少ないとしても、科された罰金数十万円は個人で用意して国に納めなければなりません。前科がつく上、急にそんな大金を払えと言われても困るはずです。
- (2) 民事責任 —— 労働災害に関しては、労災保険からの給付がありますが、慰謝料をはじめとして必ずしも全ての損害賠償額を賄ってはくれません。数千万円の損害賠償額が管理監督者個人と会社との持ち出しになることも当然考えられます。
ではある日突然、労働災害が発生して数千万円を用意せよと言われてたら皆さんどうされますか？ 最悪の場合、自己破産を考えることもあるでしょう。しかし、労働災害にかかる損害賠償債務に関して裁判所はなかなか免責してくれません。つまりこの民事責任は破産しても、払い終わるまで一生ついて回る責任なのです。
- (3) 行政責任 —— 労基署からの機械設備の使用停止命令などにより、一切仕事ができなくなることもあり得ます。当然、売り上げが上がらなくなり、深刻な経営不振に陥るかもしれません。
- (4) 社会的責任 —— 社会からの厳しい非難・批評にさらされることでしょうか。企業のブランドは著しく毀損されます。

管理監督者はその後どうなるのでしょうか？ 会社では左遷の憂き目にあい、居辛くなって会社を辞めるかもしれません。被災者側からは一生恨み続けられるかもしれません。

以上のように4つの責任は本当に重い責任なのです。安全衛生の仕事は決して他人事ではなく、極めて自分事なのです。安全衛生の話は、まずはここからが出発点ではないでしょうか？

【問い合わせ先】

埼玉県中小企業診断協会

ホームページ：<https://sai-smeca.com/>

電話：048-762-3350

Eメール：rmcsai@nifty.com